

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分県は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき実施する特定医療費の支給認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県知事

公表日

令和6年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者の療養に必要な医療費の支給を行う事務。疾患及び自己負担額等に関する審査を経て、支給認定を行い受給者証を発行。自己負担割合及び、毎月の自己負担額を超過する医療費を支給する。 1 指定難病の患者の支給認定に関する手続 2 指定難病の患者に対する特定医療費の支給に関する手続 3 指定難病の患者の支給認定に係る申請内容の変更に関する手続 4 医療受給者証の再交付の申請に関する手続 5 医療受給者証の返還請求に関する手続 6 特定医療費の支給認定の取消しに関する手続 Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	難病対策システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)受給者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表の131の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、80の項、125の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分県情報センター 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-506-2285
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課 所在地:〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号:097-536-1111(内線2796)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月31日	4－②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ※番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令は未整備 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項、87の項 ※番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令は未整備	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令第59条の3 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令第19条、30条、44条	事後	
平成30年5月1日	1－③システムの名称	特定疾患対策システム	難病対策システム	事後	
令和1年6月25日	IV1 基礎項目評価書		新様式への変更		
令和5年5月30日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の98の項	番号法第9条第1項 別表第一の98の項 番号法別表第二主務省令第71条	事後	
令和5年5月30日	I－4－②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令第59条の3 【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26の項、56の2の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令第19条、30条、44条	【情報照会】 ・番号法第19条第8号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二主務省令第59条の3 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項、87の項 ・番号法別表第二主務省令第19条、30条、44条	事後	
令和5年5月30日	II－1 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和5年5月30日	II－2 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	令和5年1月31日時点	事後	
令和5年5月30日	IV－4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない	[]委託しない	事後	
令和5年5月30日	IV－4 委託先における不正な使用等へのリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	
令和6年6月28日	I－1－②事務の概要	追加	Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務 ・情報連携のため、本県は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和6年6月28日	I－1－③システムの名称	難病対策システム	難病対策システム、大分県統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和6年6月28日	I－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の98の項 番号法別表第二主務省令第71条	番号法別表の131の項	事前	
令和6年6月28日	I－4－②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第9号 別表第二の120の項 ・番号法別表第二主務省令第59条の3 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二の26の項、56の2の項、87の項 ・番号法別表第二主務省令第19条、30条、44条	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42の項、80の項、125の項、161の項	事前	
令和6年6月28日	I－5－①部署	大分県福祉保健部健康づくり支援課	大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課	事前	
令和6年6月28日	I－5－②所属長の役職名	健康づくり支援課長	課長	事前	
令和6年6月28日	I－8 連絡先	大分県福祉保健部健康づくり支援課 所在地：〒870－8501 大分市大手町3丁1目番1号 電話番号：097－536－1111(内線2673)	大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課 所在地：〒870－8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話番号：097－536－1111(内線2796)	事前	